平成２２年（フ）第２１６６号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目17番12号
破産者　川上　喜康
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１７４号
横浜市栄区飯島町314番地３　ダイアパレスワンダースケープ904号
破産者　荒井　美恵
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８２号
横浜市緑区白山４―15―13　有限会社空間工房方、住民票上の住所横浜市鶴見区岸谷２丁目13番29号
破産者　多田　秀智
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９号
山梨県甲府市飯田３丁目６番23号
破産者　田草川光伸
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７９号
大阪市港区弁天２丁目２番24号弁天ビル202号
破産者　角　　明美
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２５０号
大阪市中央区高津３丁目６番24号
破産者　髙橋満智夫
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１９号
大阪市淀川区西三国３丁目27番10号三国川崎マンション201号、前住所大阪市淀川区西宮原２丁目５番31―609号
破産者　カットハウスアミこと　山内　信代
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４４９号
大阪市浪速区恵美須東１丁目８番４号、事業所所在地大阪市浪速区恵美須東１－８－５
破産者　矢本設備こと　矢本　雅之
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１８０号
大阪府東大阪市中鴻池町１丁目７番８号
破産者　福元　美香
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２３８号
大阪府箕面市箕面３丁目２番40号
破産者　森田　　準
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３３４号
大阪府豊中市庄内東町３丁目３番４号
破産者　吉本　英二
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４４０号
兵庫県明石市二見町東二見643番地の１　グランプレステージ明石西Ⅱ―210号
破産者　三嶋　辰雄
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４４３号
大阪府大東市諸福１丁目４番２号
破産者　西浦　知美
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４７７号
大阪府東大阪市金岡１丁目３番１―412号、前住所大阪府東大阪市大蓮南４丁目６番10号
破産者　松本商店こと　松本　英樹
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４７８号
大阪府東大阪市金岡１丁目３番１―412号、前住所大阪府東大阪市大蓮南４丁目６番10号
破産者　松本登美子
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５９４号
大阪市浪速区浪速西２丁目３番２―403号
破産者　安田こと　松岡麻衣子
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６５８号
大阪市東住吉区鷹合３丁目18番22号、前住所大阪市東住吉区駒川５丁目10番15号
破産者　大河原健一
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７２７号
大阪府高槻市栄町２丁目２番７号
破産者　エス・エッチ企画こと　橋本　　進
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１９４２号
堺市堺区海山町４丁167番地48、前住所堺市堺区北清水町３丁３番４号
破産者　志治　英寛
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係